

芽室町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)【概要版】

1 改定の背景・趣旨

- 本計画は平成21年の策定後、平成24年制定の新型インフルエンザ等特別措置法(特措法)に基づき、新型インフルエンザ等対策における芽室町の基本方針や役割などを定めるものとして、平成26年10月に改定した。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すことを目的に、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画(国計画)が、令和7年3月には北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(道計画)がそれぞれ全面的に改定された。
- 芽室町においても、国、道の計画改定を踏まえ、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には感染症の特徴や科学的知見を踏まえ迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、本計画を改定する。(道計画改定から1年以内に改定するものとされている)
- 本計画の対象とする感染症は感染症法で定める感染症類型のうち、国民に重大な影響を与える恐れのある以下の感染症を「新型インフルエンザ等」と定義する。

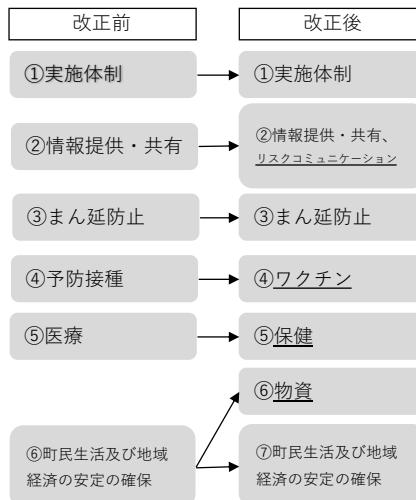
対象となる感染症類型と性格

新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、国民に重大な影響を与える恐れ	感染症法に位置付けられていない感染症について、1~3類感染症等と同等の危険性がある場合に、政令で指定(最長2年) 例)SARS、鳥インフルエンザ、COVID-19など	人から人に伝染する未知の感染症であって、危険性が極めて高く、国民に重大な影響を与える恐れがある場合に、政令で指定(最長2年) 例)SARS

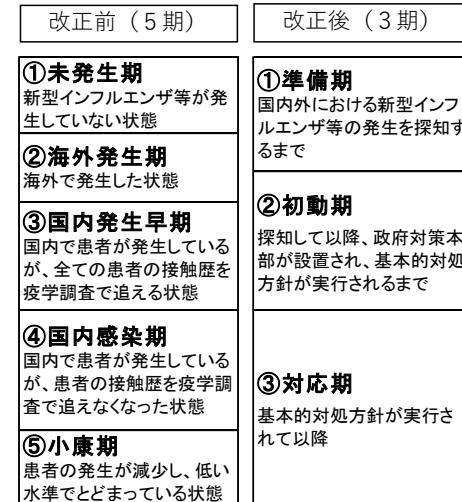
2 改定のポイント

- 本計画の主たる目的「感染拡大の抑制、町民の生命及び健康の保護」、「町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響の抑制」のために、国や道の役割を踏まえ、町が行うべき対策項目を整理する。
- 感染対策においては、国や道との連携を強化することで統一的な対応を可能とするため、本計画の改定内容については、国計画や道計画との整合性を持たせる。
- 対策項目を整理し、対策項目を軸として各項目を3期に分けて記載する。

◆対策項目の整理



◆時期区分の再設定



※下線は新設

3 計画の概要

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等
- 第2節 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点
- 第3節 町行動計画の実効性確保等

第2章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制	第4節 ワクチン
<p>・実践的な訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・町行動計画等の作成や体制整備・強化・国及び地方公共団体等の連携の強化・職員の派遣・応援への対応・町対策本部の設置準備・設置・廃止・必要な予算の確保・財政上の措置	<p>・ワクチン接種に必要な資材の準備・確保・供給</p> <p>・接種体制の構築(特定接種、住民接種)</p> <p>・接種体制確保・拡充</p> <p>・接種記録の管理</p> <p>・健康被害救済</p>
<p style="text-align: right;">追加</p>	<p style="text-align: right;">追加</p>
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	第5節 保健
<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の発生前・発生時における町民等への情報提供・共有・感染状況等の情報提供・共有・国からの要請による相談窓口等の設置準備・設置・継続	<ul style="list-style-type: none">・帯広保健所との連携体制の構築・有事体制への移行準備・健康観察及び生活支援の実施・情報提供・共有、リスクコミュニケーション
	<p style="text-align: right;">具体化</p>
第3節 まん延防止	第6節 物資
	<ul style="list-style-type: none">・感染対策物資等の備蓄・備蓄状況等の確認
	<p style="text-align: right;">具体化</p>
	第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保
	<ul style="list-style-type: none">・町民生活や社会経済活動の安定の確保(連携のための情報共有体制の整備、生活支援を要する者への支援、教育及び学びの支援、事業者への支援等)